

市立北有馬田平保育所

指定管理者の公募について

制度に関すること ■ 企画振興部 企画振興課 ☎050(3381)5030
施設に関すること ■ 福祉保健部 地域福祉課 ☎050(3381)5051

市では、平成22年度からの指定管理者を公募します。希望する場合は、まずお問い合わせください。

●指定管理期間

平成22年4月1日から
平成24年3月31日(2年間)
様式配布 10月13日(火)
受け付け 10月23日(金)

指定管理者制度とは？

指定管理者制度は、広く民間事業者などに公の施設の管理を代行させ、より効率的・効果的に施設の運用を行う制度です。多様化する市民ニーズへの対応や市民サービスの向上、経費の削減を図ることが比較的容易とされています。

子育て応援特別手当の事前申請を受け付けます

福祉保健部 地域福祉課 ☎050(3381)5051

平成21年度も子育て応援特別手当が予定されていますが、配偶者からの暴力(DV)の被害者に対する子育て応援特別手当の事前申請を受け付けます。いろいろな事情で現住所に住民登録ができない人など、事前申請が必要な人は、手続きをお願いします。

10月30日(金)

☎ 電話などであらかじめお問い合わせください。なお、事前申請以外の皆さんの子育て応援特別手当(平成21年度版)の詳細(申請方法など)は、後日お知らせするとともに、対象世帯に直接通知します。

子育て応援特別手当(平成21年度版)とは

手当の対象となる子どもがいる世帯の住民基本台帳、外国人登録原票上の世帯主に対して支給される手当。生年月日が平成15年4月2日から平成18年4月1日までの子どもに対し一人当たり3万6千円が支給されます。

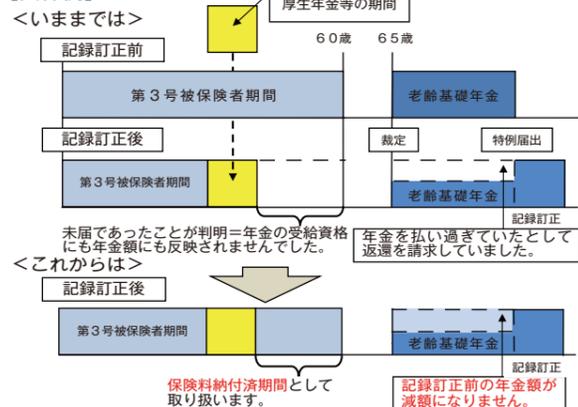
年金を返納したことがある国民年金受給者の皆さんへ

民生生活部 市民課 ☎050(3381)5040

これまで、年金支給後に厚生年金の期間と第3号被保険者の期間が重複していることが判明した場合には、年金の返納を求めています。

今回、法律などの改正により、このような場合にも引き続き、厚生年金等の資格喪失後の第3号被保険者の期間を保険料納付済期間として取り扱うこととなったため、今後は、年金の返納をする必要がなくなりました。また、すでに年金額を返納した人には、返納額をあらためて支払います。申出書などの手続きが必要ですので、該当する人は、まずはお電話でお問い合わせください。

【具体例】



ふるさと応援寄附で笑顔ゾクゾク

企画振興部 企画振興課 ☎050(3381)5030

毎日を、遠く離れたまちで過ごす南島原市出身の皆さん。その皆さんが、ふるさとを思い、その思いを形にしたふるさと応援寄附が、10,878千円となりました。

南島原市では、寄附者皆さんの「まごころ」が「市民の笑顔」につながるような事業を計画中です。今後の事業の展開に期待ください。寄附をいただいた皆さん、どうもありがとうございました。

▼本年度の取り組み

- 元気フェスタトップアスリートの名波浩氏を招きサッカー教室を実施(詳細P17)
- セミナリヨ版画展の開催(来月以降順次お知らせします)
- 子どもたちが環境について学ぶ「環境キャンプ」(詳細P20)
- 長崎総合科学大学へ環境教育学習の委託。環境に対する啓発活動などを行う。



住むまちの 明日をみつめて 土地活用

10月は土地月間

10月1日は「土地の日」です

企画振興部 企画振興課 ☎050(3381)5030

毎年10月を「土地月間」とし、特に10月1日を「土地の日」と定め、土地の有効利用の普及・啓発活動を行っています。この機会に、豊かで安心できる、住みよい社会を築いていくために、皆さんも土地の有効利用について考えてみませんか。

大規模な土地取引には県知事への届け出が必要です

▼届け出が必要な土地取引

●取引形態

- 売買／交換／営業譲渡／譲渡担保／代物弁済／共有持分の譲渡／地上権・賃借権の設定・譲渡／予約完結権・買戻権等の譲渡
- ※これらの取引の予約である場合も含まれます。

●取引規模(面積要件)

- ① 市街化区域 2千平方メートル以上
- ② ①以外の都市計画区域 5千平方メートル以上
- ③ 都市計画区域以外の区域 1万平方メートル以上

▼届け出の手続き

●届け出者

土地の権利取得者(売買の場合であれば買主)

●届け出期限

契約(予約含む)締結日から2週間以内(※契約締結日を含む)

●届け出窓口(届出書などの提出先)

- 土地の所在する市町村の国土利用計画担当課
- 南島原市は企画振興部企画振興課
- ※届け出の詳細については、お問い合わせください。

平成21年10月支給分の年金から

「住民税の引き落とし」が始まります

民生生活部 税務課 市民税班 ☎050(3381)5023

対象者は？

4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち、住民税の納税義務のある人が対象です。

ただし、次の人は引き落としの対象となりません。

- 介護保険料が年金から引き落とされていない人
- 引き落とされる住民税額が老齢基礎年金等の額を超える人など

対象となる年金は？

老齢基礎年金または老齢厚生年金、退職年金など

障害年金や遺族年金など非課税の年金からは引き落とされません。

税額は？

引き落とされる住民税は、年金所得の金額から計算した住民税のみです。

給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税

いつから？

平成21年10月支給分の年金から引き落としが始まります

平成21年度の住民税額のうち半分(6月分と8月分)は、従来どおり納付書で納めていただくことになります。

納付額に差は？

新たな税負担は生じません

今回の改正は、納税方法の変更です。この制度により、新たな税負担が生じるものではありません。

